

令和4年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

- 1 目的 消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶たない。
4月より成年年齢が引き下げられ、18歳になると保護者の同意がなくても、自分の責任で様々な契約ができることになるため、若者への注意喚起が重要となっている。
そこで、1月から3月にかけて、高校卒業予定者・20歳を迎えた方・新社会人等の若者を対象にして、みだしのキャンペーンを関係機関が共同で実施し、若者の被害を未然に防止する。
- 2 実施期間 令和5年1月～3月
- 3 実施機関 県、県警察本部、県内全市町、福井弁護士会、福井県司法書士会
- 4 主な事業内容
 - (1) 若者相談の受付
 - ・若者トラブル110番として実施機関が電話やメール、オンラインで相談を受付
 - (2) 街頭啓発
 - ・鉄道の駅周辺や自動車学校、ショッピングセンター等で街頭啓発を実施
 - (3) 啓発リーフレットの配布
 - ・各市町の「はたちのつどい」会場等で新成人にリーフレットを配布
 - ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
 - ・県内各大学、専修学校、各種学校でリーフレットを配布
 - (4) 県・市町の合同パネル展など啓発パネル展の開催
 - ・各地の公共施設等で啓発パネルを展示
 - (5) 講演会の開催
 - ・消費者講演会の開催
 - (6) 広報による啓発
 - ・ラジオ、新聞、広報誌、メールマガジン等で若者向けにトラブル情報を発信